

概要版

笠置町

# 第10次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画



令和6年3月  
京都府 笠置町

## 計画策定の趣旨

我が国の総人口は今後も減少が続く一方、老年人口については今後も増加を続けることが見込まれています。このような、総人口の減少や老年人口の増加、そして生産年齢人口の減少により、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にあり、また、介護需要の増加に伴う介護人材の担い手不足、認知症患者の更なる増加、老々介護やヤングケアラー等の家族介護者における課題の顕在化等、介護を取り巻く課題は一層の多様化・複雑化をみせています。

本町においても、高齢化の進行が見られ、それに伴い、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯も増加しており、地域での見守りの重要性も高まっています。また、公共交通等の移動支援の充実を求める声も多く、サービス事業所等の社会資源の不足も町としての大きな課題となっています。

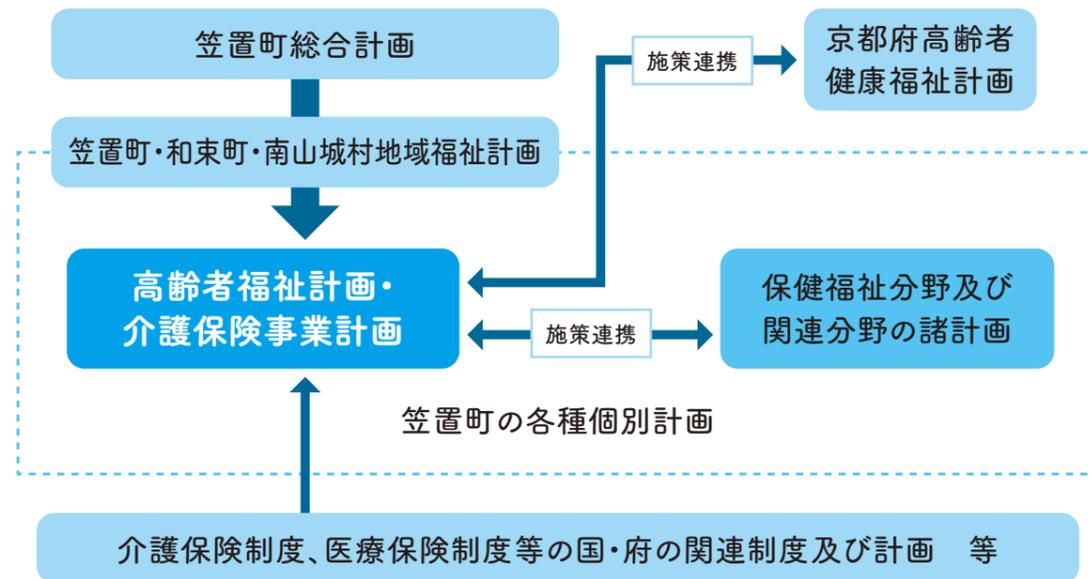
今後も、本町の高齢者の暮らしや意向の実態に基づいた総合的な高齢者福祉施策のさらなる推進を図るため、「笠置町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定を行いました。

地域全体で様々な課題を「我が事・丸ごと」として支え合う『地域共生社会』の実現、そして、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援に向け、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、様々な高齢者福祉施策の展開を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指してまいります。

## 計画の位置づけ

本計画は国・府の関連する制度・計画等を踏まえるとともに、「第4次笠置町総合計画」（令和4年度～令和13年度）に基づく高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、南山城村・和束町と連携して策定した地域福祉計画や、他の関連分野における町の個別計画と整合性のある計画として策定します。



## 計画の期間

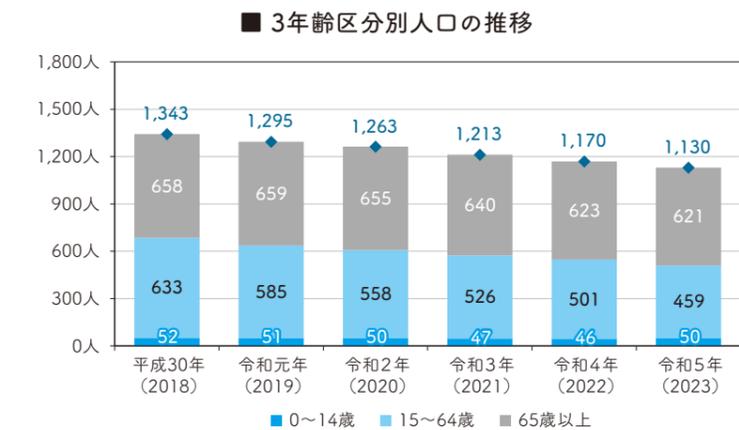
本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、介護保険事業計画については介護保険制度下での第9期の計画となります。

本計画期間内には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を迎えます。笠置町の現状に沿った取組の検討を進めていくとともに、現役世代の急減が想定される令和22年度を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。

## 笠置町の概況

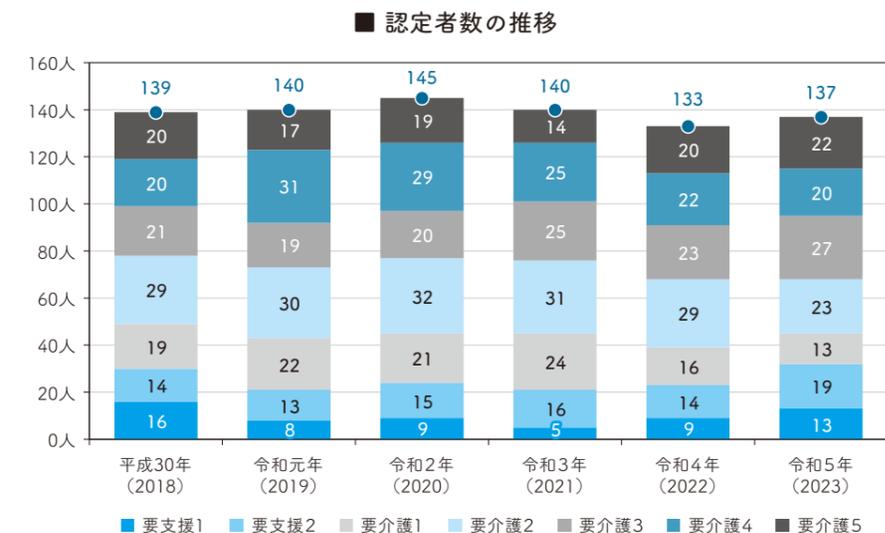
### 人口の概況

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年度では1,130人となっています。また、65歳以上人口は621人となっています。



### 認定者の概況

本町における認定者についてみると、令和2年までは増加傾向となっていました。令和4年にかけては減少に転じており、令和5年では137人となっています。



# 計画策定にあたっての課題の整理

## 高齢化の進行

主要課題

1

本町では、総人口・高齢者人口ともに減少傾向が続いていますが、高齢化率については、一貫して増加傾向となっており、令和5年時点では53.4%と半数以上が高齢者という状況です。

高齢化の進行による要介護認定者や認知症高齢者の増加や、介護・医療ニーズの高まりに向けた対策を進めていく必要があります。



## 支え手や担い手等の支援者の高齢化・人材不足

主要課題

2

総人口の半数が高齢者となっている本町では、支援者の高齢化も顕著にあらわれており、ボランティアや地域活動、サービス提供の継続がままならない現状もみられます。

人口対策等は、介護分野のみで実施できるものではありませんが、全町の取組として連携して取り組んでいくことが求められています。



## 介護予防・重度化抑制の推進

主要課題

3

健康寿命を延伸し、高齢になっても生き生きと活力ある生活を送れるよう、介護予防に向けた取り組みを進めることは重要です。また、フレイル対策を進めていくことは、フレイル状態から健康状態への回復も望めることから、重度化抑制を推進する視点についても重要なポイントであるといえます。

健康づくり活動をさらに拡大して進めていくとともに、身近な地域における集いの場を充実させ、外出や交流の促進を図ることで、互に関わり合い、支え合うまちづくりへの1歩となる機会づくりとなるよう、取組を推進していく必要があります。



## 住み慣れた地域での暮らしの実現

主要課題

4

在宅での暮らしを望む方が多い中で、地域での暮らしを実現していくためには、介護と医療との連携や必要なサービス提供体制の維持、外出や移動への支援等も重要な要素です。本町として求められている課題に対する取組についても、実施に向けた検討を進めていくことが重要です。その際、本町のみでは実施が難しい支援については、広域での連携も含めて検討を進め、住民が求めるニーズへの対応に向けた調整を進めていくことが求められています。



# 基本理念と施策の展開

本計画では、これからも住み慣れた地域で、誰もが安心して自分らしく自立した生活ができるよう基本理念の実現に向けて、各種施策を推進していきます。

## 【基本理念】

みんなの力で、生涯いきいきと安心して  
助け合って暮らせるまちの実現

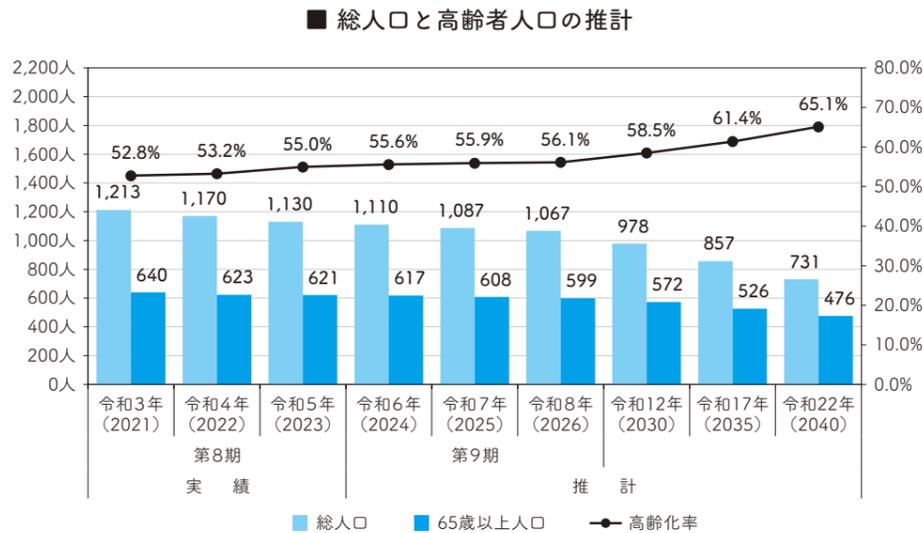
基本目標	施策展開の内容	
<b>基本目標 1</b> いつまでも、健康でいきいきと暮らし続けられるまちに	1 介護予防と健康づくりの推進	(1) 介護予防事業の推進 (2) 健康づくりの推進
	2 生きがいづくり・社会参加の促進	(1) いきがいづくりの充実 (2) 社会参加・就業支援の充実
<b>基本目標 2</b> 地域みんなで助け合い、支え合えるまちに	1 地域包括ケア体制の強化	(1) 地域包括支援センター機能の充実 (2) サービス提供基盤の整備・充実 (3) 地域や関係機関との連携体制の強化 (4) コンパクトタウン構想の推進 (5) 在宅医療の充実
	2 権利擁護と認知症高齢者支援の推進	(1) 権利擁護の推進 (2) 認知症高齢者への支援の充実
	3 在宅生活への支援の充実	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 見守り・支え合い体制の強化
	4 高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 安全・安心対策の推進
<b>基本目標 3</b> 安心して介護サービスを使えるまちに	1 介護保険事業の推進	(1) 介護保険事業の運営 (2) サービスの利用促進 (3) 介護給付費等費用適正化の推進

# 人口・認定者数の推計

## 人口と高齢者人口の推計

本町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、令和8年には1,067人程度にまで減少し、さらに令和22年には731人程度になるものと見込まれます。

高齢化率は、増加傾向で推移し、令和8年には56.1%、令和22年には65.1%まで増加することが見込まれます。

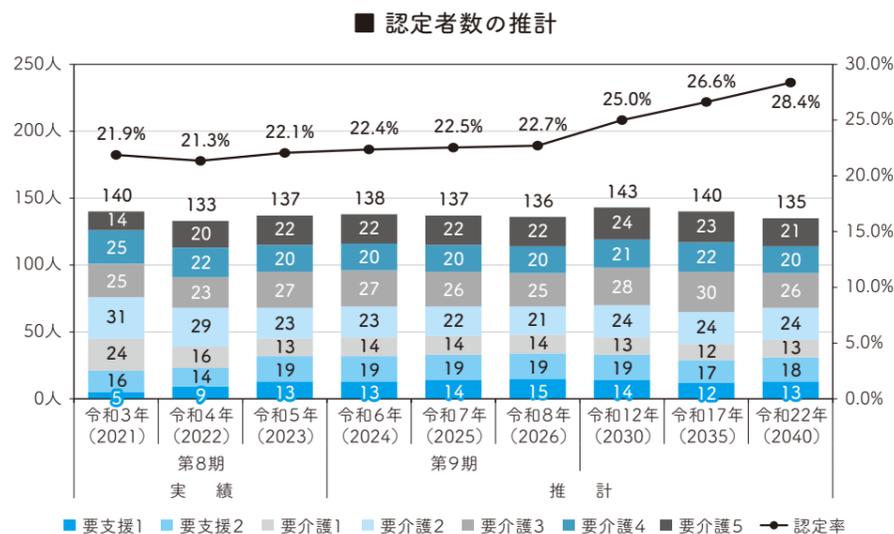


※実績は住民基本台帳（各年度10月1日）  
推計はコーホート変化率による推計

## 認定者数の推計

本町の要支援・要介護認定者数は、今後、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移していくことが見込まれており、令和8年には136人程度になると見込まれています。

また、認定率（高齢者人口に対する割合）は、令和8年には22.7%程度に、令和22年には28.4%になると想定されます。



※実績は各年度9月末現在  
認定者の推計は実績に基づき見える化システムにて推計

# 第1号被保険者の保険料

今後も地域の介護・医療ニーズを踏まえつつ、介護保険事業の推進を図ります。

直近のサービス利用状況や認定者数推計等を踏まえた第9期（令和6～8年度）の第1号被保険者保険料基準額は、月額7,140円、年額85,680円となります。所得段階別の保険料は以下のとおりです。

保険料段階	課税区分等	基準額に対する割合	保険料		
			月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	・生活保護または、老齢福祉年金の受給者 ・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	3,250円 (2,040円)	39,000円 (24,480円)
第2段階		・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万超120万円以下	0.685 (0.485)	4,900円 (3,470円)	58,800円 (41,640円)
第3段階		・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円超	0.69 (0.685)	4,930円 (4,900円)	59,160円 (58,800円)
第4段階	本人が住民税非課税 世帯課税	・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	6,430円	77,160円
第5段階		・本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超	<b>基準額</b>	7,140円	85,680円
第6段階	本人が住民税課税	・本人の合計所得金額が120万円未満	1.30	9,290円	111,480円
第7段階		・本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.40	10,000円	120,000円
第8段階		・本人の合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.70	12,140円	145,680円
第9段階		・本人の合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.90	13,570円	162,840円
第10段階		・本人の合計所得金額が300万円以上350万円未満	2.10	15,000円	180,000円
第11段階		・本人の合計所得金額が350万円以上450万円未満	2.30	16,430円	197,160円
第12段階		・本人の合計所得金額が450万円以上600万円未満	2.50	17,850円	214,200円
第13段階	・本人の合計所得金額が600万円以上	2.80	20,000円	240,000円	

※第1段階から第5段階の合計所得金額には、年金所得は含まれません。  
※実際の保険料徴収にあたっては、公費による軽減措置により第1段階の料率を0.285、第2段階を0.485、第3段階を0.685とすることが予定されています。  
※月額額の端数については10円未満を切り上げています。



笠置町

第10次高齢者福祉計画  
第9期介護保険事業計画

概要版

発行年月：令和6年3月

編集：笠置町 保健福祉課

笠置町役場

〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1

TEL：0743-95-2303 FAX：0743-95-3021